



長野県報

2月21日(月)
平成17年
(2005年)
第1636号

目次

規則

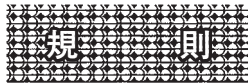
長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則の一部改正(教育振興課私学教育振興室) 1

告示

都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課) 1
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課) 2

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(3件)(産業振興課) 2
家畜伝染病発生の報告(畜産課) 4
特定調達契約に係る落札者の決定(自律教育課) 4



教育振興課私学教育振興室

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年2月21日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則(昭和44年長野県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
第13条第1項第7号を次のように改める。

(7) 登記事項証明書

第14条第2項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

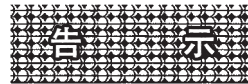
附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第89条第3項において準用する同法第53条第8項の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、この規則による改正後の長野県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則第3条第1項、第13条第1項第7号及び第14条第2項に規定する登記事項証明書とみなす。



長野県告示第77号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年2月21日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
坂城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
坂城都市計画道路事業 3・4・1号坂都1号線
- 3 事業施行期間
平成10年12月14日から
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

都市計画課

長野県告示第78号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

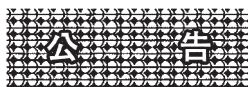
関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

平成17年2月21日

長野県知事 田 中 康 夫

- 河川の名称
信濃川水系 一級河川 裾花川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年2月21日
- 廃川敷地等の位置
長野市大字南長野字侍居93番地先、98番1地先、1966番3地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 208.98平方メートル
- 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河 川 課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年2月21日

長野県知事 田 中 康 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
松川ショッピングプラザ
下伊那郡松川町元大島1449-3ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)キラヤ
飯田市松尾上溝3090-1
- 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)キラヤ	午前9時	午後8時
(有)ハトヤ		
米山幸利		

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)キラヤ	午前9時	午前0時
(有)ハトヤ		
米山幸利		午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
1	午前8時30分から 午後8時30分まで	午前8時30分から 午後8時30分まで
2		午前8時30分から 午前0時30分まで
3		
4		午前8時30分から 午後8時30分まで
5		
6	24時間	24時間

- 変更年月日
平成17年3月20日
- 届出年月日
平成17年2月4日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県下伊那地方事務所商工雇用課
- 縦覧の期間
平成17年2月21日から平成17年6月21日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。